は　じ　め　に

近年、食生活環境や社会情勢の著しい変化により、不規則な食事や栄養の偏り、そのことに起因する生活習慣病の増加など、私たちの食生活にはさまざまな問題が生じていることに加えて、毎年のように、食の安全・安心に関わる事件が発生しています。そのような中、学校給食関係者の皆様には、「生きる力」を育む食育推進と学校給食の充実はもとより、児童生徒へ安全・安心な学校給食を提供するために努力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、平成 20 年３月に公示されました新学習指導要領において、総則に「食育の推進」が明記され、家庭科(技術・家庭科)や体育科(保健体育科)、特別活動などにおいて食育を行うよう努めることが示されました。また、食育の観点を踏まえて、学校給食法が大幅に改正されるとともに、学校給食実施基準が一部改正され、衛生管理基準や学校給食を活用した食に関する指導が新たに加わり、平成 21 年４月から施行されることになっております。

学校給食を実施する設置者や管理職をはじめ、栄養教諭・学校栄養職員には、その職務の重要性を再認識し、新しい学校給食法に則った学校給食の実施に努めていただくことが求められています。

本冊子は、今年度の学校給食実施状況をまとめたものであり、学校給食の管理運営や食に関する指導のための資料として活用いただけると幸甚に存じます。

今後とも、学校給食の充実発展ならびに食育の推進のための関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 21 年 3 月

滋賀県教育委員会事務局

管理監　　西 村　幸 夫